

# 個人情報保護制度における「貸出記録」の位置付け

—貸出記録の取り扱い「思想信条の収集」に当たるか?—

発表者：沖縄国際大学 山口真也

## 1. 研究の目的・問題意識

自治体の個人情報保護制度には、自治体内部の各実施機関が住民の個人情報を取り扱うにあたって、どのような個人情報を、いかなる目的で利用するのかを明確にするために、事務の開始前に自治体長への登録(届出とも)を義務づける制度(個人情報取扱事務登録制度)が存在する<sup>1)</sup>。この制度は、自治体が発行する様々な住民サービスにおける、個人情報の取得目的の明確化、目的に応じた個人情報の取得(収集)、安全管理(外部漏洩の禁止)、自治体内部での個人情報の目的外利用の防止など、個人情報の取り扱いに関する透明性の確保において前提となるものである。

こうした制度は、当然のことながら、自治体が発行する公共図書館や学校図書館の諸事務(サービス)にも適用される。ただし、図書館界では本制度が整備される以前から、「図書館の自由」という理念の下で、特に貸出サービスにおいて、利用者の個人情報を保護しなければならないという考えが広く定着してきたことも事実である。つまり、図書館界においては、現在の登録制度に先立って、様々な取り組みが行われてきた経緯があるが故に、制度に対する無関心があり、そのことが図書館界での個人情報保護への取り組みを鈍らせている、という問題が生じているようにも思われるのである。各地の図書館は、個人情報取扱事務登録制度と貸出サービスとの関係を正しく理解し、積極的に本制度を活用しているのだろうか。

本研究では、貸出サービスにおける個人情報(貸出記録)の取り扱いを中心に、個人情報取扱事務登録簿の内容を調査すると共に、個人情報保護制度を管轄する部署へのインタビュー調査を実施することとした。今回の研究発表では、九州・沖縄・中国地方の各自治体を対象として実施した調査結果を報告し、そこから見えてくる問題点を明らかにしてみたい。

## 2. 調査の方法—調査の対象・実施方法・調査項目

- 1) 調査対象：中国・九州・沖縄地区の13県と各県庁所在地の13市、合計26自治体
- 2) 調査期間：2007年2月23日～2008年9月26日 ※詳細は表1参照
- 3) 調査種類・実施方法：事前に研究目的と調査事項を記入した電子メールを個人情報保護制度の担当部署に送り、調査日時を調整。庁舎内の「情報公開コーナー」等に設置されている個人情報取扱事務登録簿類から、公共図書館と学校図書館の事務登録状況を調べ、①貸出サービスに関する事務登録の有無、②個人情報を取得する目的、③取得されている個人情報の種類、④タイトル情報と思想信条の関係、という4点を確認した上で、⑤思想信条の解釈に関する疑問点を中心に、管轄部署(総務課等の担当者)へインタビュー調査を実施。

## 3. 調査の結果

### 3.1 貸出サービスに関する事務登録状況—登録の有無、条例のタイプに応じて正しく登録されているか?

- 1) 公共図書館については、全ての自治体において、何らかの貸出事務登録が行われている。しかし、学校図書館については、佐賀県と長崎県以外は未登録の状況となっている。個人情報取扱事務登録制度は、公共図書館では認識されているが、学校図書館ではほとんど認識されていない。
- 2) 個人情報取扱事務登録制度のタイプを、登録対象を事務単位とし、個人情報を取り扱う期間を問わない自治体をA、登録(届出)対象を個人情報ファイルとし、一時的に利用するために保有しようとするファイルの届出を除外する自治体をB、登録(届出)対象は事務単位だが、短期間事務を登録対象から除外する自治体をCに区分すると、Aタイプは20、Bタイプは1(広島市)、Cタイプは5(松江市、長崎県、長崎市、鹿児島県、鹿児島市)となる。
- 3) 全ての公共図書館が貸出記録を返却時に消去していると仮定すると、B、Cタイプの自治体では、貸出サービスを実施する上で登録が必要となる事務は「貸出カード発行事務」のみと解釈できる(図1)。一方、Aタイプについては、氏名、住所等の他に、タイトル情報の取り扱いを含めた、貸出サービス全体の登録を行わなければならない。タイプ別に貸出関連事務の登録が正しく行われているかを確認すると、

- ① B、Cタイプ(6自治体)：公共は全てカード発行事務としての登録のみ、学校は長崎県のみ貸出サービス全体の登録あり(貸出記録を長期間保有するため?)。
- ② Aタイプ(20自治体)：貸出サービス全体の登録がなされているのは6自治体のみ。残り14自治体は、貸出カード登録事務を想定した登録内容。「短期間で消去しているため登録の必要はない」という誤解がうかがえる。

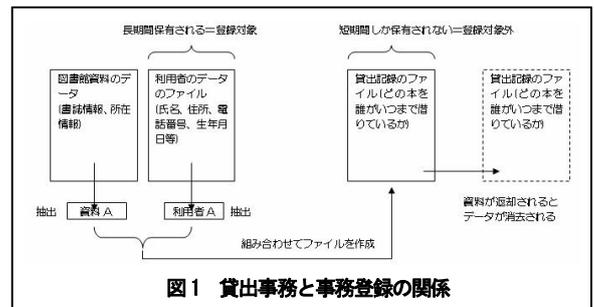


図1 貸出事務と事務登録の関係

### 3.2 個人情報を収集する目的—目的は限定されているか?、目的外利用を可能とする内容になっていないか?

- 1) 「図書館の自由」の理念によると<sup>2)</sup>、貸出サービスにおいて利用者から個人情報を収集する目的は、「資料を管理するため」とされ、「利用者を管理」することではないことが確認されている。登録状況に問題があるとすれば、「利用者(の内心)を管理している」と解釈されてしまうような登録がなされているケースと考えられる。

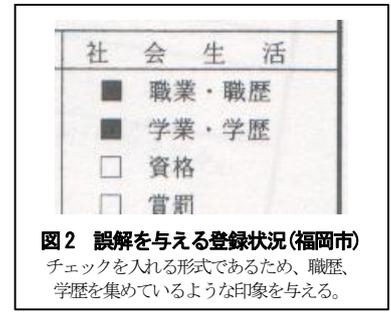
<sup>1)</sup> 夏井 大・新保 史生 編著『個人情報保護条例と自治体の責務』ぎょうせい、2007、p.355

<sup>2)</sup> 日本図書館協会「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」1984.5.24 採択

- 2) 各自治体の登録状況を見ると、①ほぼ全ての自治体において、貸出を行うことがその目的とされており、大きな問題はない。②ただし、広島県では「利用者の把握」とだけ記されている。こうした大まかな登録では、貸出以外の目的、例えば、利用者の行動や内心のチェックなどに収集した情報を用いることも不可能ではないと思われる。

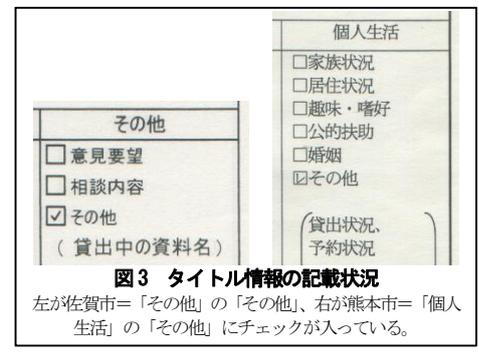
**3.3 目的に応じた個人情報の収集状況—貸出サービスに不要な情報は集められていないか？**

- 1) 貸出サービスにおいて必要な個人情報は、一般的に、(1)帯出者を特定するための氏名、住所、電話番号、(2)在住者以外の域内通学・通勤者の確認のための勤務先・学校名、(3)有害図書指定条例との関わりを考慮して生年月日、(4)性別など利用統計に必要とされる情報等。これらから大きく逸脱するような情報を収集している自治体は存在しない。
- 2) ただし、登録状況を細かく見ると、一部の自治体において、以下のような問題も確認できる。
- ① 不要な個人情報の収集： 岡山県、島根県、福岡市、鹿児島県の「帰省先」。大学生や専門学校生等の長期休暇中の所在確認のために集められる情報と思われるが、「本籍」に近い情報とも考えられる。携帯電話が普及していること、他の自治体では集められていないことを考慮すれば、必要な情報とまでは言えないのではないかと。
  - ② 実態を反映していない登録状況： 鳥取県で「生年月日」が登録されていない、「電子メール」の記載は5自治体(佐賀県、松江市、岡山市、山口市、広島市)のみ。登録日(変更日)から5年以上の時間が経過している自治体も多く、現状と登録簿の内容が一致していない可能性もある。
  - ③ 誤解を与える登録状況： 長崎県、長崎市、広島県、福岡市の「職業・職歴」、宮崎市や福岡市の「学業・学歴」など、カテゴリ設定上の制約から、不要な情報を集めていると住民に受け取られてしまう可能性がある(図 2)。
  - ④ 具体性に欠ける登録状況： 宮崎市の「家族状況」、沖縄県、那覇市の「その他」など、カテゴリが大まかすぎて何を集めているか分からない・説明がないものがある。どのような個人情報が集められているか分からなければ、登録の意味がない。



**3.4 タイトル情報はどのように登録されているか？—「思想信条」に該当するか？**

- 1) 図書館界では、誰が何を借りたのか(読んだのか)という情報(以下、タイトル情報)を個人の思想信条が表明された情報と捉える見解が存在する。例えば、『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』では次の見解が示されている。
- ① 「読書の自由は、必ずしも表現を伴うとはいえない点で明らかに「内面の自由」であり、個人の心の中には何人も立ち入ることを許さないのが近代市民社会の基本原則であるから、公権力の関与などは論外」<sup>4</sup>： 読書の自由＝内面の自由(思想の自由や学問の自由、信教の自由)、読書は個人の思想等を形成する行為。
  - ② 「個々の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」<sup>5</sup>： 読書記録を集積した情報が個人の思想と同一視される可能性を示唆、それらの情報が外部に流出してしまうことは極めて深刻な人権問題。
- 2) 一方、自治体の個人情報取扱事務登録制度では、人権保護の観点から、思想信条の取り扱いが原則として禁止されており(取得する場合には、条例での明記、または審査会への照会が必要)、タイトル情報を思想信条とみなすには、制度上、一定のハードルがあると思われる。まず、登録簿上で、タイトル情報がどのように登録されているかを確認したところ次のような結果であった。
- ① B、Cタイプの自治体を除いた20自治体中14自治体は(条例に反して)「貸出カード発行事務」という形での登録となっているため、タイトル情報の取り扱いを事務登録簿に記載していない。
  - ② 正しく登録が行われている6自治体でも、公共、学校ともに、思想信条の項目にはチェックは入っておらず、多くは「その他」の項目が利用されている。タイトル情報＝思想信条とは解釈されていない。
  - ③ インタビュー調査でその理由を確認したところ、回答保留の1自治体を除き、「自分の思想信条に反する本を読むこともあり、誰が何を読んだのかという情報だけでは個人の思想信条は特定できない」、「思想信条にチェックを入れるのは「あなたの思想信条は？」と直接確認する場合」という見解であった。



**3.5 タイトル情報は思想信条とみなすべきか？—新しい貸出システム・学校図書館との関係**

- 1) 3.4に示した各自治体の見解については、近年の個人情報保護制度の動向や図書館界の見解をふまえて考えると、次の2つの疑問が残される。
- ① 公立学校での「君が代」斉唱時の不起立者のリストを教育委員会が収集することが思想信条の収集に当たるといふ見解が示されており<sup>6</sup>、個人の行動記録が思想信条の表明に繋がる場合には、住民から思想信条を直接聞き出

<sup>3</sup> 鳥取県立図書館のWebサイトでは年別の貸出統計が公表されているため、記載漏れと思われる。(2009年5月26日確認)  
<sup>4</sup> 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』第2版、日本図書館協会、2004、p.35  
<sup>5</sup> 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』第2版、日本図書館協会、2004、p.36  
<sup>6</sup> 「君が代不起立で県情報保護審 教職員名報告「ノー」」『朝日新聞』2007.10.29朝刊33面、後日教育委員会は例外措置を求めて審査会に諮問し、2008年2月には答申には従わないことを決議している。審査会委員は「意図的に答申を曲解している」と批判。(『朝日新聞』2008.2.5朝刊27面)

さなくとも、行動記録の収集であっても、思想信条の収集に該当する考えることもできるのでは？

- ② 「図書館の自由に関する宣言」の解説書では、「個々の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」と説明されており、貸出記録から思想信条が読み取られてしまうという現象そのものが問題視されている(ように思われる)。個人の思想信条と、第三者がその情報から読み取ったものとの整合性は問われないのでは？

1 回限りの貸出記録だけでは、思想信条が明確に表明されたり、思想信条が読み取られる可能性は低いとしても、長期間、記録を保有し続けた場合には、思想信条を表明する行動記録に近づくと共に、「あの人は〇〇の本ばかり読んでいるから〇〇という思想の持ち主に違いない」というレッテルを貼られやすくなる。近年では、新しい貸出システムでは個人の貸出履歴の保有を前提とするものもあるし<sup>8</sup>、学校図書館では、貸出記録を返却後も保有しているところも少なくない<sup>9</sup>。貸出記録を返却後も保有し続ける場合、思想信条の取り扱いとなるか、検討する必要がある。

- 2) 以上の点を説明した上で、貸出記録を返却後も長期間保有した場合に、思想信条の取り扱いに該当するかを個人情報担当部署に改めて考えてもらったところ<sup>10</sup>、以下のような結果となった。

- ① 「貸出記録の長期保有は思想信条の取り扱いに該当する」という回答は26自治体中8自治体(30.8%)、「該当しない」は5自治体(19.2%)となり、「分からない(回答保留)」が10自治体(38.5%)という結果となった(他に時間の都合で質問が不十分となった自治体が3)。

- ② 「該当する」という自治体では、上に挙げた2つの解釈を肯定するところが大半であるが、鳥取県では、自治体内で作成している個人情報保護制度の手引き書に、「資料管理以外の目的で集められた場合には、思想信条の取り扱いに該当する」という解釈が示されていることを理由として<sup>11</sup>、資料管理を目的とするのであれば、返却後も保有する必要はなく、貸出記録を返却後も保有するという事態は、資料管理以外の目的があるということなので、思想信条の取り扱いに該当する、という見解も示されている。(同様の見解が他に1自治体)

- ③ 「該当しない」と回答した自治体では、①の疑問点については、「君が代不起立問題の場合は、不起立=反対、という思想が表明されているが、貸出記録にはそこまでの個人の主義主張は現れていないので(確実性がないので)同じレベルの問題として扱えない」という意見が多く、②の疑問点については、「読みとれる情報を思想信条の取り扱いとすると、他の個人情報の取り扱い(情報公開関係の質問情報の管理等)も含まれてしまう」という他の事務との整合性をふまえた見解や、「全てのタイトル情報から思想信条を読みとれるわけではなく、読み取ることができるものは全体のごく一部。登録簿上の各項目は1対1の関係にないといけないので、最もパターンが多いものに合わせるべき」とする見解が確認された。

- ④ 「分からない(回答保留)」については、①の疑問点については、君が代問題とはレベルが異なるという理由で否定的な見解が多数であったが、②の疑問点については、「確かにそうした解釈もあり得る」という見解が多く、「今後、審査会の意見を聞いて判断する」という回答が多数を占めた。

- ⑤ 上記2つの疑問点については、各自治体とも、「これまで部署内で議論したことがない」とのことであり、自治体名を伏せた回答を希望する理由もそうした事情が反映されていると思われる。個人情報保護制度において、貸出記録が思想信条に該当するかの、という問題についてはまだまだ議論の余地は残されていると言える。

#### 4. 今後の課題

以上の調査結果から分かるように、同じように行われているはずの貸出事務ではあるが、その届出方法は自治体毎に様々であり、条例や制度に対する誤解も数多く確認されている。また、貸出記録が思想信条を含む個人情報に当たるかどうか、という点についても、自治体の考えは大きく分かれており、統一した見解はまだ存在しない状況にある。

個人情報取扱事務登録制度は、図書館界がこれまで「図書館の自由」という理念の下でガイドラインとして示してきたことと大きな違いはない。しかし、条例に定められた制度であることに注目すれば、図書館界のガイドラインに、法的な根拠、裏付け、法的規制を与えるものとして、積極的に位置付けることも可能である。また、現在、貸出記録を返却後も保有することを前提とする新しいシステムについての議論が盛んになっているが、本制度を理解することはその問題に新たな視座をもたらすのではないか。少なくとも、制度が有効に活用されていない状況は決して望ましい状態ではないだろう。

本調査ではこれまでに関東、関西、中部地区(34自治体)での調査も終えており<sup>12</sup>、新しい事例も確認されている。今後はさらに調査対象を広げ、全国的な状況を把握しつつ、図書館界全体での議論を呼びかけていきたい。(2009年6月27日)

<sup>7</sup> 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』第2版、日本図書館協会、2004、p.36

<sup>8</sup> 平成20年度第94回全国図書館大会兵庫大会第7分科会「図書館の自由」において、「Web2.0時代における図書館の自由」と題する分科会が開催され、貸出記録を活用したサービスの是非について議論されている。

<sup>9</sup> 関西地区を中心に、筆者が実施したアンケート調査によると、貸出記録を返却時に消去、または返却後残さないと回答した学校図書館は全体の45.2%であった。(有効回答数648、拙著「学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査—学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号、2008.3、pp.39-77)

<sup>10</sup> 「個人的見解」「非公式の見解」としての回答しか得られなかったため、公式見解が手引き書に示されている鳥取県を除き、自治体名は伏せて結果のみ紹介。

<sup>11</sup> 「鳥取県個人情報保護条例の解釈運用」には「図書館等で利用者毎にある一定期間の貸出状況表を作成することは、(中略)利用者の本の返却年月日のみを確認する(中略)以外の目的のために作成する場合は、利用者の思想・信条を把握するおそれがあり、本号に(収集制限に)該当することになる」とある。

<sup>12</sup> 2007年8月1～2008年3月にかけて、奈良市、奈良県、神戸市、兵庫県、大津市、滋賀県、和歌山市、和歌山県、京都市、京都府、大阪市、大阪府、前橋市、群馬県、宇都宮市、栃木県、さいたま市、埼玉県、新宿区、東京都、水戸市、横浜市、神奈川県、茨城県、千葉市、千葉県、津市、三重県、岐阜市、岐阜県、名古屋市、愛知県、静岡市、静岡県にて同内容の調査を行っている。

表1 調査日程と調査結果 (ID001~026 公立公共図書館、027~028 公立学校図書館)

ID	自治体名	調査日	条例施行年月日(最終改正・調査時)	タイプ	登録状況	登録日	貸出関連事務の登録名称	個人情報を取り扱う目的	登録されている個人情報の種類	タイトル情報に該当する項目の有無	思想信条等の取り扱いの有無	貸出事務以外の登録件数
001	岡山県	2008/4/25	2005/4/1	A	○	2004/4/1	資料貸出業務	資料貸出申請者の登録を行い、資料貸出業務に使用するため	基本的事項として、氏名、識別番号、性別、生年月日・年齢、住所・電話番号、その他(勤務先・学校名・帰省先)、家庭生活として、その他(中学生以下の場合、保護者名)、その他として「貸出中の資料情報」	なし	なし	10
002	岡山市	2008/4/25	2005/4/1	A	○	記載無し	資料貸出業務	利用者登録、資料の貸出し、督促、連絡等のため	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、学校名、保護者名(小学生以下)、登録年月日等、貸出資料情報(貸出期間中のみ)	なし	なし	10
003	広島県	2008/4/25	2007/10/1	A	△	1995/10/1	図書館利用カード申込書	利用者の把握	識別番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、職業・職歴	なし	(登録なし)	0
004	広島市	2008/4/25	2004/3/30	B	—	2006/4/1 ※保有開始年	広島市立図書館コンピュータシステム利用者登録ファイル	図書館法第10条に定める公立図書館として、図書館資料の貸出業務を行うため。	氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス	なし	—	0
005	鳥取県	2008/8/5	1999/3/12	A	○	1999/10/1	県立図書館資料貸出及び返却事務	利用者カードを提示の上、図書館資料の貸出しをされた者の貸出・返却の記録をする。	氏名等、住所、電話番号等、その他(貸出した資料名)	その他(貸出した資料名)	なし	11
006	鳥取市	2008/8/5	2007/7/1	A	△	2008/8/1	鳥取市立図書館貸出カード交付事務	鳥取市立図書館の図書等の貸出及び情報提供サービスその他図書館利用に関わる業務(予約、貸出確認、返却確認、返却督促、資料相談、複写サービス、インターネット検索機器利用、その他図書館利用に伴う連絡)	氏名、生年月日・年齢、住所、電話番号	なし	(登録なし)	0
007	鳥取県	2008/8/5	2002/3/26	A	△	2002/10/1	図書館利用者(貸出者)の登録に関する事務	図書等の貸出を行うための登録を行う	識別番号、氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、勤務先電話、帰省先住所・電話番号、保護者氏名	なし	(登録なし)	5
008	松江市	2008/8/5	2005/3/31	C	—	2006/6/22	松江市立図書館貸出業務	図書を幅広く多くの市民に利用してもらうため。	整理番号等、氏名、住所、電話番号、生年月日、生活事項のその他として「メールアドレス」	(短期間事務除外規定有り、記載不要)	—	2
009	山口県	2008/4/24	2006/4/1	A	△	記載無し	図書館利用登録に関する事務	県有図書の貸出サービスと適切な管理を行う	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、個人別に付された番号等	なし	(登録なし)	15
010	山口市	2008/4/24	2005/10/1	A	△	2005/10/1	中央図書館利用者登録事務	中央図書館において、利用者の管理を行うため。	識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、性別、その他(メールアドレス、住所以外の連絡先、学校名・保護者名(子ども向け))	なし	(登録なし)	13
011	福岡県	2008/4/24	2004/12/27	A	△	1996/3/22	図書館資料の館外貸出事務	図書館資料の館外貸出	識別番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号	なし	(登録なし)	9
012	福岡市	2008/4/24	2005/10/1	A	△	2006/1/11	図書貸出事務	図書貸出登録事務のため	識別番号等、氏名、性別、生年月日・年齢、住所・居所、電話・FAX番号、保護者名、帰省先、職業・職歴、学業・学歴	なし	(登録なし)	1
013	佐賀県	2008/9/22	2007/10/1	A	○	2002/4/1	図書館資料の館外貸出事務	図書館資料の館外貸出	識別・整理番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、基本事項のその他(メールアドレス、図書名・資料名、勤務先又は学校名)	基本事項のその他(図書名・資料名)	なし	27
014	佐賀市	2008/9/22	2007/10/1	A	○	2005/10/1	佐賀市立図書館利用登録事務及び貸出し事務	図書館資料貸出の利便を図る	氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、職業・職歴、その他のその他(貸出中の資料名)	その他のその他(貸出中の資料名)	なし	16
015	長崎県	2008/9/22	2004/4/1	C	—	2007/5/17	図書館利用カード作成事務	図書館利用を希望する者に対するカードの作成	氏名、識別番号、住所、年齢・生年月日、電話番号、性別、その他(利用の目的、家族状況、職業・職歴、学歴・学業、その他(会社等の所在地))	(短期間事務除外規定有り、記載不要)	—	0
016	長崎市	2008/9/22	2006/1/4	C	—	2008/9/3	利用者登録、無券貸出	図書等の資料を利用者の求めに応じ、貸出、予約等を行う際、その期間、資料の状態(貸出者、予約者)を管理するため・図書等の資料を館外貸出する際、図書貸出券を所持してなかった場合、館外貸出しを受けようとする者が登録個人又は登録団体であることを確認するため。	氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、識別番号、職業・職歴、学業・学歴	(短期間事務除外規定有り、記載不要)	—	7
017	大分県	2008/9/24	2006/4/1	A	△	2002/6/1	貸出業務	資料の貸出	識別番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号	なし	(登録なし)	5
018	大分市	2008/9/24	2005/1/1	A	△	2007/1/30	大分市民図書館利用者データ入力	大分市民図書館条例施行規則に基づき、貸出券を交付するため	識別番号等、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号	なし	(登録なし)	0
019	宮崎県	2008/9/24	2006/4/1	A	△	2003/4/1	図書館資料閲覧業務	図書館資料の利用者登録	識別・整理番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号	なし	(登録なし)	1
020	宮崎市	2008/9/24、25	2007/3/23	A	△	2002/5/15	図書館利用者登録事務	図書館資料の館外貸出利用のため	氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、家族状況、学業・学歴	なし	(登録なし)	2
021	熊本県	2008/9/26	2008/4/1	A	△	2001/4/1	利用証交付事務	利用証発行における本人確認及び蔵書の管理に必要のため	氏名、識別番号、性別、年齢・生年月日、住所・電話番号、その他(帰省先)	なし	(登録なし)	1
022	熊本市	2008/9/26	2005/4/1	A	○	記載無し	図書館資料の個人貸出に関する事務	利用者に対して図書館資料の館外貸出を行うもの。	識別番号、氏名、性別、住所・電話番号、生年月日・年齢、個人生活のその他(貸出状況、予約状況)	個人生活のその他(貸出状況、予約状況)	なし	19
023	鹿児島県	2008/9/25	2007/10/1	C	—	2003/4/1	図書館資料の貸出に関する事務	図書館資料の貸出しを希望する利用者に対して、利用登録申請書に住所、氏名及び連絡先等を記入してもらい、図書館資料の適切な管理を行う。	識別番号、氏名、年齢・生年月日、性別、住所・居所、その他(必要に応じて、勤務先、帰省先、保護者名)	(短期間事務除外規定有り、記載不要)	—	0
024	鹿児島市	2008/9/25	2007/10/1	C	—	2005/4/1	図書館個人利用申込登録事務	図書の貸出管理を行うため。	氏名、年齢・生年月日、性別、住所・居所、電話番号、家庭生活の状況のその他(20歳未満の加その保護者名)	(短期間事務除外規定有り、記載不要)	—	1
025	沖縄県	2007/2/23、 2007/8/23、 2009/5/12	2005/4/1	A	△	2007/4/1	図書館外貸出利用者登録事務	館外貸出の連絡を行うため	識別番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所・居住、電話番号、家族状況・その他(詳細不明)	なし	(登録なし)	5
026	那覇市	2007/2/19、 2007/8/23、 2009/5/12	2005/4/1	A	△	1992/3/4	図書の貸出	図書資料の一般市民への貸出し	氏名、住所、性別、生年月日、基本的事項・その他(詳細不明)、職業	なし	(登録なし)	2
027	佐賀県	2008/9/22	2007/10/1	A	△	2002/4/1	図書貸し出しに関する事務	生徒への図書貸出・返却事務のため	識別・整理番号、氏名、性別、生年月日・年齢	なし	(登録なし)	0
028	長崎県	2008/9/22	2004/4/1	C	○	2006/4/1	学校図書館事務	生徒への図書貸し出しを管理するために、個人別・図書別に記録をとる。	氏名、識別番号、その他(図書借り出し記録、図書貸し出し記録)	その他(図書借り出し記録、図書貸し出し記録)	なし	0